

土地区画整理事業における使用収益開始について

東海加木屋中部土地区画整理事業は、令和5年度より本格的に道路や排水路、宅地造成、調整池等の工事に着手しています。

本地区北側の市道名和加木屋線沿道街区（裏面の図面参照）において、宅地造成やインフラ等の工事が完了したことから、令和6年7月に宅地の使用収益開始（土地の引き渡し）を行いました。

令和6年度も、引き続き、道路や排水路、宅地造成等の工事を進めるとともに、4号調整池の工事に着手します。

今後、宅地造成やインフラ等の工事が完了した街区から順次使用収益を開始します。

各街区の使用収益開始時期については、工事の進捗等に応じて、個別にお知らせいたします。

※令和6年度の工事予定箇所については、裏面をご覧ください。

用途地域の変更及び地区計画の決定について

本地区は令和3年3月22日の土地区画整理事業計画決定後、土地区画整理事業によるまちづくり計画にあわせた都市計画の変更（用途地域の変更及び地区計画の決定）に向けての手続き等を進めてきました。

令和5年10月1日に都市計画変更等に係る地区住民説明会を開催し、その後、計画案の縦覧や東海市都市計画審議会の審議を経て、令和6年7月4日に都市計画変更等の告示を行いました。

本地区はこれまで第一種低層住居専用地域に指定されていましたが、今回の都市計画の変更に伴い、都市計画道路養父森岡線沿道及び市道名和加木屋線沿道については第二種住居地域、その他の街区については、第一種中高層住居専用地域（本地区北側）または第一種住居地域（本地区南側）に指定されました。また、地区計画の決定に伴い、建築物等の用途や壁面の位置、垣または柵の構造等について制限が定められました。

都市計画変更の変更内容等の詳細については、東海市役所都市建設部都市計画課（庁舎4階）へお問い合わせください。（東海市ホームページでもご確認いただけます。）

◆都市計画変更の変更内容等の詳細について（都市計画課ホームページ）

<https://www.city.tokai.aichi.jp/shisei/1003593/1006337/1008923.html>

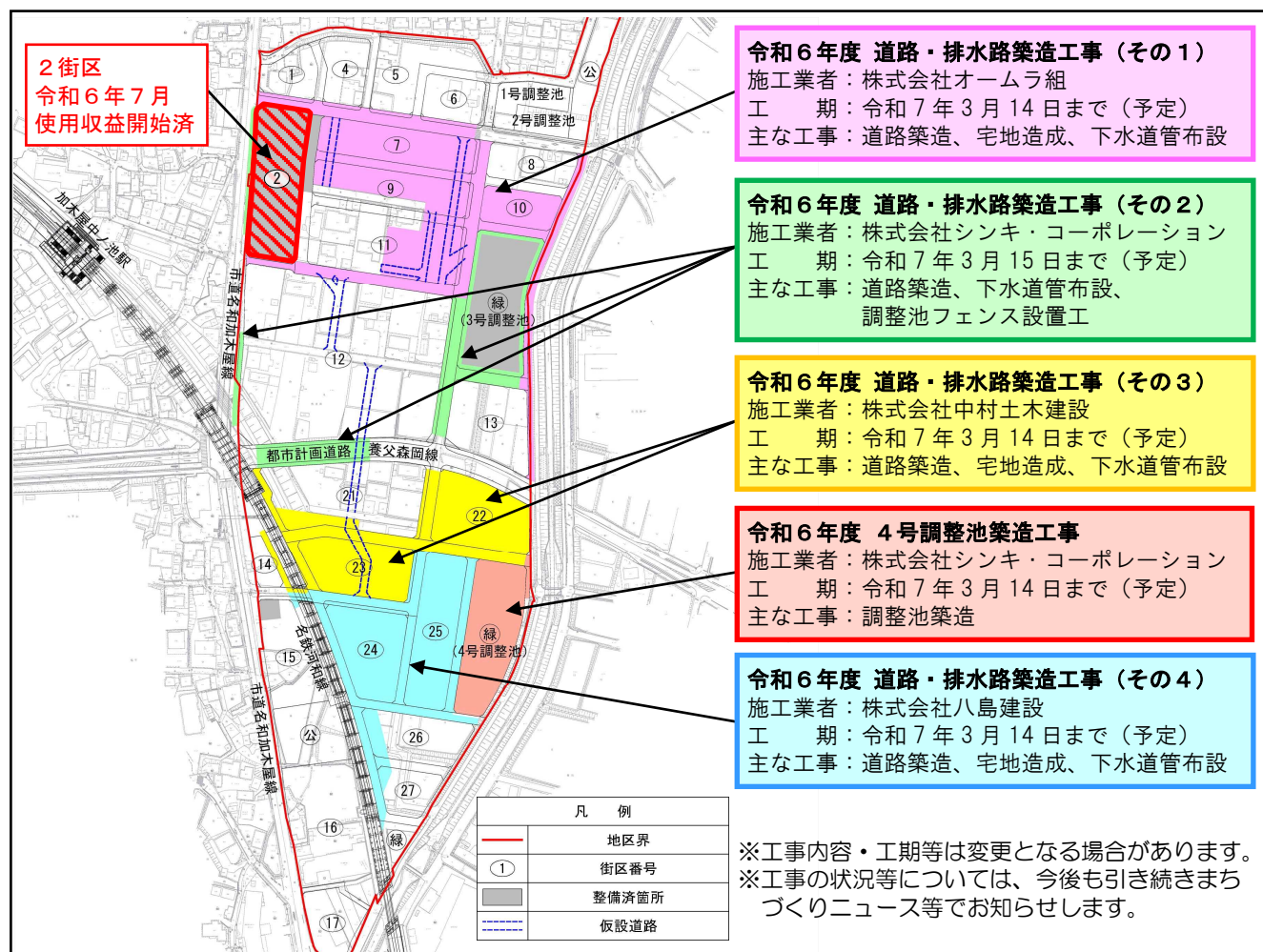


土地区画整理事業における工事のお知らせ

令和6年度の土地区画整理事業の工事は下図の箇所を予定しています。今後、工事の進捗に応じて、車両の通行止めや迂回となる箇所があります。

本事業の工事に伴い、地域住民の皆様にご不便をお掛けしますが、安全の確保、早期完成に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■令和6年度施工箇所図（令和6年9月時点）



○ お願い

- 土地区画整理事業区域内に土地を所有されている方が、売買、相続等で所有権が代わった場合や引越し等により住所が変更した場合は、東海市役所市街地整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。
- 土地区画整理事業に関する疑問やご質問などがございましたら、お気軽に東海市役所市街地整備課へご連絡ください。

問合せ先

東海市役所都市建設部市街地整備課（中心街整備事務所内）

【住 所】 〒477-0031 東海市大田町的場 1087 番地
（令和6年2月17日から新しい住所に変わりました。）

【E-mail】 shigaichi@city.tokai.lg.jp

【電話番号】 0562-33-7761 【FAX】 0562-33-7775